第5章

1．老人福祉事業

（1）主な老人福祉事業の目標量

主な事業名等	H18（実績）	H19（実績）	H20（見込）	H23（目標）
養護老人ホーム	367人分	367人分	367人分	367人分
経過的軽費老人ホーム ※1	200人分	200人分	200人分	200人分
軽費老人ホーム ※2	1,017人分	1,017人分	1,017人分	1,017人分
生活支援ハウス	30人分	30人分	30人分	30人分
老人福祉センター	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

※1　平成20年5月30日以前に開設した軽費老人ホームA型
※2　平成20年5月30日以前に開設したケアハウス

（2）主な老人福祉事業の目標量の考え方

○　養護老人ホーム
○　軽費老人ホーム
○　生活支援ハウス
　現在の整備量に対する利用状況や近年において民間事業者により有料老人ホームや高齢者住宅等の整備が進められていることを踏まえ，現状の定員を維持します。

○　老人福祉センター
　現在，各行政区に1箇所ずつ設置しており，現状を維持します。

2．要介護認定者等の現状と推計

（1）要介護認定者の現状

要介護認定者及び認定率（65 歳以上の高齢者に占める要介護認定者の割合）は，近年落ち着きを見せていますが，高齢者人口の増加に伴い，要介護認定者は増加を続けています。

（単位：人）

	H16	H17	H18	H19	H20
要支援１	6,535	7,883	7,704	6,464	6,816
要支援２			2,658	5,228	6,629
要介護１	12,774	13,187	11,827	10,563	8,773
要介護２	5,316	5,613	6,393	6,591	7,034
要介護３	4,130	4,373	4,746	5,262	5,720
要介護４	4,158	4,316	4,498	4,343	4,620
要介護５	3,566	3,663	3,725	4,024	4,061
合計	36,479	39,035	41,551	42,475	43,653
認定率	18.0%	18.7%	19.1%	18.8%	18.8%

※　値は年度平均。

※　H16，H17の要支援１は要支援を表し，H18の要支援１には経過的要介護を含む。

（2）介護予防の現状と推計

①　介護予防事業（特定高齢者施策）

主として要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の人を「特定高齢者」とし，地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成後，特定高齢者施策に参加し，要介護状態等になることを予防しています。

平成 18 年度から開始された施策で，平成 19 年度には，特定高齢者の基準が一部変更となり，特定高齢者の把握を強化してきましたが，特定高齢者施策の参加者は，高齢者全体の 0.14%でした。この参加者のうち，要支援・要介護状態に移行した割合は 4.6%でした。

平成 21 年度以降の推計については，平成 19 年度の実績をもとに，引き続き特定高齢者の把握に努めるとともに，地域包括支援センターが増設され機能が充実すること等により，特定高齢者施策参加者は漸次増え，平成 23 年度の特定高齢者施策参加者は高齢者全体の 0.28%まで上がると見込まれます。

② 予防給付

要支援 1・2の人に対し，状態の維持・改善を目的として実施されている予防給付については，平成 19 年度において 7,458 人が利用されています。

平成 21 年度以降については，介護サービス事業者の質の向上などにより，介護予防の促進を図り，要支援1・2の人が要介護1以上に重度化する割合が，平成 23 年度において 16.6%へ低下するよう努めます。

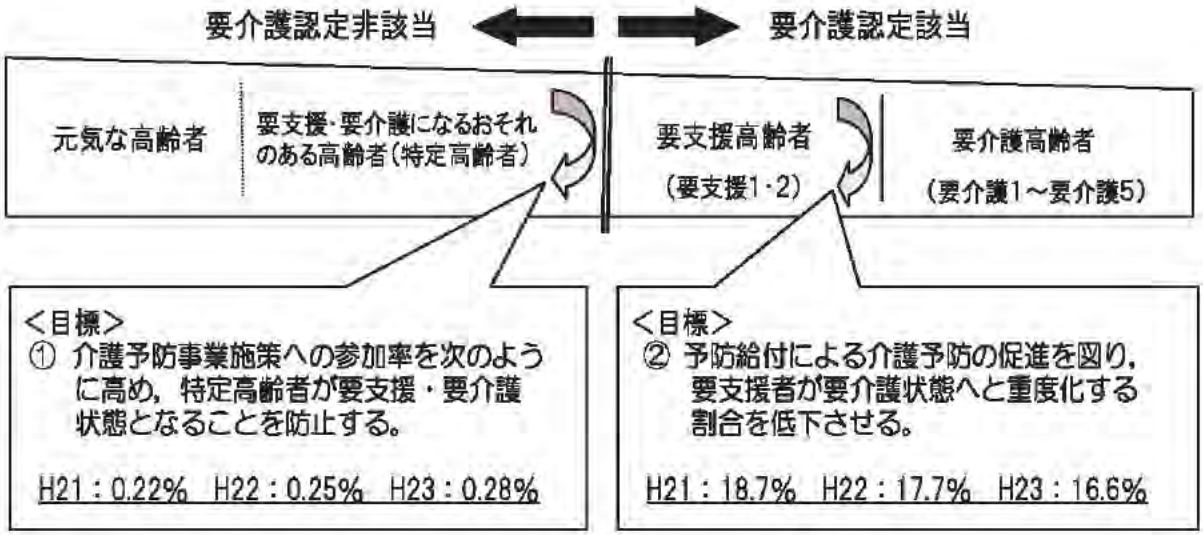

（3）要介護認定者数の推計

現在，介護予防事業や予防給付の実施により，要介護認定者が増加しないよう努めていますが，現状のまま推移した場合，第４期介護保険事業計画（以下「第４期計画」という。）期間の最終年度である平成 23 年度における要介護認定者は，約５万人に，また，平成 26 年度には約５万６千人になると見込まれます。

介護予防事業の促進により，平成 23 年度で現状よりさらに 260 人（平成 26 年度で 420 人）が要支援・要介護状態になることを防止し，予防給付の促進により，平成 23 年度で現状よりさらに 540 人（平成 26 年度で 840 人）が要介護１以上へ重度化しないものと見込んでいます。

○ 現状のまま推移した場合

（単位：人）

	H21	H22	H23	H26
要支援１	7,100	7,360	7,650	8,540
要支援２	7,140	7,430	7,730	8,700
要支援小計	14,240	14,790	15,380	17,240
要介護１	8,780	9,190	9,620	10,950
要介護２	7,350	7,690	8,040	9,210
要介護３	5,840	6,130	6,430	7,390
要介護４	4,820	5,070	5,330	6,160
要介護５	4,320	4,550	4,780	5,530
要介護小計	31,110	32,630	34,200	39,240
合計	45,350	47,420	49,580	56,480
認定率	18.8%	19.3%	19.8%	19.7%

○ 介護予防の取り組みを促進した場合

	H21	H22	H23	H26
要支援１	7,160	7,440	7,790	8,750
要支援２	7,200	7,510	7,870	8,910
要支援小計	14,360	14,950	15,660	17,660
要介護１	8,730	9,090	9,470	10,720
要介護２	7,310	7,610	7,910	9,010
要介護３	5,810	6,070	6,330	7,230
要介護４	4,800	5,020	5,250	6,030
要介護５	4,300	4,500	4,700	5,410
要介護小計	30,950	32,290	33,660	38,400
合計	45,310	47,240	49,320	56,060
認定率	18.8%	19.2%	19.7%	19.5%

３．介護サービス

（１）介護保険事業計画の進捗状況

第３期介護保険事業計画（以下「第３期計画」という。）期間の介護サービスの利用状況は，介護給付については，施設サービスは概ね計画どおりとなり，在宅サービスは訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護，短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護が計画を大きく上回り，また，予防給付については，介護予防訪問リハビリテーションを除く全てのサービスが計画を下回っています。

なお，保険給付費は，平成１８年度の実績が計画の96.9%，平成１９年度の実績は計画の98.4%といずれも計画を下回っています。

○介護給付（要介護１～５）

サービス区分		単位	H18			H19			H20		
			実績	計画	計画比	実績	計画	計画比	実績	計画	計画比
在宅	訪問介護	時間/月	183,080	217,001	84.4%	152,952	163,393	93.6%	131,022	138,603	94.5%
	訪問入浴介護	回/月	1,693	1,898	89.2%	1,616	1,833	88.2%	1,664	1,834	90.7%
	訪問看護	回/月	13,108	12,788	102.5%	12,647	11,238	112.5%	12,644	10,459	120.9%
	訪問リハビリテーション	回/月	1,553	994	156.2%	2,450	883	277.5%	3,175	823	385.8%
	居宅療養管理指導	人/月	2,641	2,120	124.6%	2,846	1,870	152.2%	3,263	1,750	186.5%
	通所介護	回/月	59,342	56,249	105.5%	60,027	40,173	149.4%	66,367	30,381	218.4%
	通所リハビリテーション	回/月	35,239	36,073	97.7%	33,948	29,831	113.8%	32,064	26,403	121.4%
	短期入所生活介護	日/月	11,900	9,989	119.1%	13,548	8,108	167.1%	14,159	6,931	204.3%
	短期入所療養介護	日/月	1,545	1,818	85.0%	1,543	1,685	91.6%	1,555	1,636	95.0%
	特定施設入居者生活介護	人/月	1,550	1,150	134.8%	1,860	1,130	164.6%	2,022	1,140	177.4%
	福祉用具貸与	人/月	6,871	8,450	81.3%	5,855	6,810	86.0%	6,251	6,040	103.5%
	特定福祉用具販売	件/月	264	322	82.0%	241	243	99.2%	240	209	114.8%
	住宅改修	件/月	217	282	77.0%	174	187	93.0%	178	149	119.5%
	居宅介護支援	人/月	17,843	19,010	93.9%	14,612	13,290	109.9%	14,024	11,030	127.1%
地域密着型	夜間対応型訪問介護	人/月	0	1,070	0.0%	0	1,570	0.0%	0	2,060	0.0%
	認知症対応型通所介護	回/月	3,200	4,997	64.0%	3,540	5,836	60.7%	3,883	6,928	56.0%
	小規模多機能型居宅介護	人/月	47	320	14.7%	85	540	15.7%	145	730	19.9%
	認知症対応型共同生活介護	人/月	1,139	1,020	111.7%	1,193	1,040	114.7%	1,246	1,060	117.5%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	2	0	皆増	10	50	20.0%	48	50	96.0%
施設	介護老人福祉施設	人/月	3,143	3,210	97.9%	3,263	3,440	94.9%	3,347	3,610	92.7%
	介護老人保健施設	人/月	2,442	2,530	96.5%	2,475	2,530	97.8%	2,484	2,530	98.2%
	介護療養型医療施設	人/月	1,372	1,340	102.4%	1,310	1,210	108.3%	1,190	1,210	98.3%

○予防給付（要支援１・２）

サービス区分		単位	H18			H19			H20		
			実績	計画	計画比	実績	計画	計画比	実績	計画	計画比
在宅	介護予防訪問介護	人/月	2,601	4,580	56.8%	4,689	8,620	54.4%	5,386	10,490	51.3%
	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	8	0.0%	0	24	0.0%	0	32	0.0%
	介護予防訪問看護	回/月	516	1,265	40.8%	1,050	2,936	35.8%	1,333	4,112	32.4%
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	97	84	115.5%	201	203	99.0%	300	288	104.2%
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	116	220	52.7%	240	480	50.0%	347	650	53.4%
	介護予防通所介護	人/月	1,029	1,580	65.1%	2,072	3,050	67.9%	2,716	3,770	72.0%
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	411	790	52.0%	805	1,670	48.2%	1,004	2,220	45.2%
	介護予防短期入所生活介護	日/月	113	441	25.6%	223	839	26.6%	350	953	36.7%
	介護予防短期入所療養介護	日/月	14	62	22.6%	17	157	10.8%	17	235	7.2%
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	166	190	87.4%	340	430	79.1%	454	570	79.6%
	介護予防福祉用具貸与	人/月	493	1,640	30.1%	907	3,400	26.7%	1,403	4,430	31.7%
	特定介護予防福祉用具販売	件/月	68	104	65.4%	118	204	57.8%	135	256	52.7%
	介護予防住宅改修	件/月	69	122	56.6%	115	230	50.0%	140	278	50.4%
	介護予防支援	人/月	3,886	7,010	55.4%	6,994	13,360	52.4%	8,415	16,440	51.2%
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	14	113	12.4%	22	387	5.7%	13	680	1.9%
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	3	10	30.0%	8	90	8.9%	14	200	7.0%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	2	10	20.0%	2	20	10.0%	3	30	10.0%

○保険給付費

（単位：百万円）

	H18	H19	H20
実績値	54,117	56,244	58,337
計画値	55,851	57,173	59,070
計画比	96.9%	98.4%	98.8%

○施設・居住系サービスの定員数

（単位：人）

	H18			H19			H20		
	実績	計画	計画比	実績	計画	計画比	実績	計画	計画比
介護老人福祉施設	3,297	3,297	100.0%	3,355	3,435	97.7%	3,512	3,650	96.2%
介護老人保健施設	2,523	2,523	100.0%	2,590	2,590	100.0%	2,590	2,590	100.0%
認知症対応型共同生活介護	1,197	1,310	91.4%	1,251	1,337	93.6%	1,296	1,337	96.9%
地域密着型特定施設	0	0	－	47	50	94.0%	50	50	100.0%

○地域密着型サービスの事業所数

（単位：人）

	H18			H19			H20		
	実績	計画	計画比	実績	計画	計画比	実績	計画	計画比
小規模多機能型居宅介護	8	13	61.5%	12	25	48.0%	14	37	37.8%

（２）介護サービスの量の見込み

①　介護サービスの必要見込量

○介護給付（要介護１～５）

サービス区分		単位	H21	H22	H23
在宅	訪問介護	時間／月	138,226	145,218	152,164
	訪問入浴介護	回／月	1,628	1,727	1,778
	訪問看護	回／月	12,962	13,690	14,389
	訪問リハビリテーション	回／月	3,368	3,543	3,720
	居宅療養管理指導	人／月	3,290	3,460	3,620
	通所介護	回／月	70,056	73,913	77,433
	通所リハビリテーション	回／月	33,829	35,336	37,263
	短期入所生活介護	日／月	15,840	16,707	17,449
	短期入所療養介護	日／月	1,729	1,853	1,922
	特定施設入居者生活介護	人／月	2,240	2,380	2,540
	福祉用具貸与	人／月	6,210	6,540	6,860
	特定福祉用具販売	件／月	275	290	303
	住宅改修	件／月	192	202	212
	居宅介護支援	人／月	14,530	15,300	16,060
地域密着型	夜間対応型訪問介護	人／月	140	290	500
	認知症対応型通所介護	回／月	4,168	4,508	4,631
	小規模多機能型居宅介護	人／月	230	320	420
	認知症対応型共同生活介護	人／月	1,330	1,360	1,400
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	50	50	50
施設	介護老人福祉施設	人／月	3,520	3,640	3,760
	介護老人保健施設	人／月	2,500	2,500	2,500
	介護療養型医療施設	人／月	1,230	1,230	1,230

○予防給付（要支援１・２）

サービス区分		単位	H21	H22	H23
在宅	介護予防訪問介護	人／月	5,870	6,160	6,490
	介護予防訪問入浴介護	回／月	0	0	0
	介護予防訪問看護	回／月	1,614	1,741	1,787
	介護予防訪問リハビリテーション	回／月	288	341	341
	介護予防居宅療養管理指導	人／月	380	390	410
	介護予防通所介護	人／月	2,900	3,040	3,210
	介護予防通所リハビリテーション	人／月	1,160	1,220	1,290
	介護予防短期入所生活介護	日／月	408	408	408
	介護予防短期入所療養介護	日／月	57	57	57
	介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	410	440	460
	介護予防福祉用具貸与	人／月	1,620	1,700	1,790
	特定介護予防福祉用具販売	件／月	158	165	174
	介護予防住宅改修	件／月	152	159	168
	介護予防支援	人／月	9,250	9,700	10,230
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回／月	35	35	35
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	20	30	30
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	10	10	10

② 施設・介護専用型居住系サービスの利用者数の見込み

（単位：人）

	H21	H22	H23	H26
介護老人福祉施設	3,520	3,640	3,760	4,680
介護老人保健施設	2,500	2,500	2,500	2,500
介護療養型医療施設　※	1,230	1,230	1,230	1,230
介護専用型居住系サービス	1,380	1,410	1,450	1,640
施設・介護専用型居住系サービス (A)	8,630	8,780	8,940	10,050
要介護２～５ (B)	22,220	23,200	24,190	27,680
割合　(A/B)	38.8%	37.8%	37.0%	36.3%

※ 介護療養型医療施設は平成23年度末で廃止(介護療養型老人保健施設等へ転換)。

③ 介護サービスの量の考え方

ア　在宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く。）

在宅サービスについては，最近の利用実績などをもとに，利用者数，利用量の増減を考慮して見込みました。

主なサービスは以下のとおりです。

○　訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

標準的在宅サービス利用者(施設･居住系サービス以外のサービス利用者。以下「在宅利用者」という。）の約 53%の利用を見込み，平成 23 年度は 1 月あたり 13,840 人が利用すると見込みました。（平成 19 年度と比較して約 14%増）

○　訪問看護・介護予防訪問看護

在宅利用者の約 10%の利用を見込み，平成 23 年度は 1 月あたり 2,610 人が利用すると見込みました。（平成 19 年度と比較して約 15%増）

○　通所介護・介護予防通所介護

在宅利用者の約 38%の利用を見込み，平成 23 年度は 1 月あたり 10,050 人が利用すると見込みました。（平成 19 年度と比較して約 27%増）

○　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

在宅利用者の約 19%の利用を見込み，平成 23 年度は 1 月あたり 4,980 人が利用すると見込みました。（平成 19 年度と比較して約 17%増）

○　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

在宅利用者の約 6%の利用を見込み，平成 23 年度は 1 月あたり 1,700 人が利用すると見込みました。（平成 19 年度と比較して約 25%増）

イ　地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）

地域密着型サービスの必要量については，最近の利用実績や類似するサービスの利用状況などをもとに，利用者数，利用量の増減を考慮して見込みました。

○　夜間対応型訪問介護

訪問介護利用者のうち，早朝・夜間・深夜の利用実績をもとに見込みました。

○　認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護

在宅利用者の約 1.5%の利用を見込み，平成 23 年度は１月あたり 400 人が利用すると見込みました。（平成 19 年度と比較して約 32%増）

○　小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護

平成 23 年度において日常生活圏域程度の 39 事業所で，１事業所あたりの利用者数は制度の周知などにより一定程度上昇するものとし，平成 23 年度は１月あたり 450 人が利用すると見込みました。（平成 19 年度と比較して約 389%増）

ウ　施設・居住系サービス

施設・居住系サービスについては，平成 19 年度の施設毎サービス利用状況に，高齢者人口の伸びなどを勘案し見込んでいます。なお，施設・介護専用型居住系サービスの利用者数等については，厚生労働省が参酌標準を示しています。

（参考）厚生労働省の示す参酌標準

○　平成 26 年度において，介護保険施設及び介護専用の居住系サービスの利用者数の合計を，要介護２以上の認定者数の 37%以下とすることを目標とする。

○　平成 26 年度において，指定施設サービス等（介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護療養型医療施設）を要介護２以上の人が利用すると見込み，その利用者のうち要介護４，５の人の割合が，施設利用者全体に対して 70%以上とすることを目標とする。

○　介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）

平成 26 年度において介護老人福祉施設と介護老人保健施設の合計利用者数の高齢者人口に対する割合が平成 19 年度程度(2.5%)と見込みました。

○　介護老人保健施設
　平成 19 年度末と同程度で推移すると見込みました。

○　介護療養型医療施設
　平成 19 年度末と同程度で推移すると見込みました。

○　認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
　平成 26 年度における高齢者人口に対する利用者数の割合を，平成 19 年度の高齢者人口に対する認知症対応型共同生活介護施設定員の割合程度と見込みました。

○　特定施設入居者生活介護
　施設定員は平成 20 年度から変動しないものとし，定員に対する利用率が，平成 26 年度において 70%になるものとして見込みました。

○　介護専用型特定施設入居者生活介護
　平成 19 年度と同数で推移すると見込みました。

(3) 日常生活圏域

①　日常生活圏域の設定

ア　概要

高齢者の生活を支える基盤の整備については，日常の生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点の整備が必要です。

このため，第３期計画より地域密着型サービスなどの整備を計画する単位となる日常生活圏域を設定しています。

イ　設定の見直し

第３期計画においては，地理的条件，高齢者人口，交通事情，施設の整備状況その他の条件を総合的に判断して，37 圏域を設定していましたが，第４期計画においては，次の理由から，地域包括支援センターが担当する圏域と同一の 39 圏域へと見直しを行いました。

○　地域包括支援センターが担当する圏域が，地域ケア重視の観点から平成 21 年度より現行の 28 圏域から 39 圏域へと変更されること。

○　地域包括支援センターの圏域設定は，高齢者人口や圏域内の交通の利便性，さらには地域のつながり等を勘案していることから，日常生活圏域の理念と同一であること。

○　日常生活圏域と地域包括支援センターが担当する圏域を同一にすることで，地域密着型サービス事業者と地域包括支援センターとの連携が取りやすく，高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが提供される体制の推進が見込まれること。

ウ　日常生活圏域ごとの概況

No.	圏域番号	小学校区	総人口(人)	高齢者数(人)	高齢化率	認定者数(人)	認定率
市内合計			1,372,840	224,644	16.4%	42,345	18.8%
1	東第１	勝馬・志賀島・西戸崎・奈多・和白・三苫	37,224	6,493	17.4%	1,355	20.9%
2	東第２	美和台・和白東	28,078	5,574	19.9%	830	14.9%
3	東第３	香住丘・香椎・香椎下原	40,273	6,236	15.5%	1,053	16.9%
4	東第４	千早・香陵・千早西・城浜・香椎浜・照葉	29,832	4,702	15.8%	906	19.3%
5	東第５	香椎東・舞松原・若宮	33,002	5,488	16.6%	937	17.1%
6	東第６	青葉・八田・多々良	33,134	5,706	17.2%	1,041	18.2%
7	東第７	名島・筥松・松島	41,374	5,422	13.1%	1,003	18.5%
8	東第８	東箱崎・箱崎・馬出	26,692	4,619	17.3%	974	21.1%
9	博多第１	博多・千代	25,313	4,983	19.7%	1,068	21.4%
10	博多第２	吉塚・東吉塚・東光・堅粕	34,363	5,209	15.2%	1,000	19.2%
11	博多第３	住吉・美野島・春住・東住吉・那珂・弥生	55,704	7,232	13.0%	1,377	19.0%
12	博多第４	月隈・東月隈・席田	22,358	4,205	18.8%	900	21.4%
13	博多第５	板付北・板付・三筑・那珂南・宮竹	48,849	7,335	15.0%	1,273	17.4%
14	中央第１	当仁・南当仁・福浜・鳥飼	35,191	5,830	16.6%	1,141	19.6%
15	中央第２	大名・簀子・舞鶴・警固・赤坂	44,411	6,587	14.8%	1,180	17.9%
16	中央第３	春吉・平尾・高宮	41,816	5,631	13.5%	1,114	19.8%
17	中央第４	小笹・草ヶ江・笹丘	39,010	6,311	16.2%	1,169	18.5%
18	南第１	大楠・西高宮・玉川・若久	49,560	6,778	13.7%	1,333	19.7%
19	南第２	大池・長住・長丘・西長住	31,789	5,870	18.5%	1,040	17.7%
20	南第３	三宅・筑紫丘・東若久	32,433	5,764	17.8%	1,020	17.7%
21	南第４	塩原・宮竹・高木・横手	38,735	5,281	13.6%	972	18.4%
22	南第５	野多目・曰佐・弥永・弥永西	33,857	5,791	17.1%	935	16.1%
23	南第６	老司・鶴田・東花畑	25,477	5,834	22.9%	1,055	18.1%
24	南第７	花畑・柏原・西花畑	30,682	5,890	19.2%	1,175	19.9%
25	城南第１	別府・田島・鳥飼	34,793	5,203	15.0%	1,011	19.4%
26	城南第２	城南・七隈	26,492	5,072	19.1%	884	17.4%
27	城南第３	金山・南片江・片江	28,151	4,989	17.7%	982	19.7%
28	城南第４	長尾・堤・堤丘・西長住	31,894	5,457	17.1%	1,053	19.3%
29	早良第１	西新・百道浜・百道・室見・高取	55,938	6,466	11.6%	1,309	20.2%
30	早良第２	原・大原・飯原・飯倉中央	31,235	5,159	16.5%	962	18.6%
31	早良第３	小田部・原北・原西・有住	33,184	5,158	15.5%	978	19.0%
32	早良第４	有田・田村・四箇田	28,789	4,584	15.9%	960	20.9%
33	早良第５	飯倉・賀茂・田隈	26,862	5,391	20.1%	1,073	19.9%
34	早良第６	野芥・入部・脇山・内野・曲渕・早良	32,893	7,086	21.5%	1,468	20.7%
35	西第１	愛宕・愛宕浜・姪浜・姪北・能古・小呂	40,748	5,799	14.2%	1,018	17.6%
36	西第２	内浜・下山門・西陵・玄界	30,354	5,012	16.5%	1,015	20.3%
37	西第３	石丸・城原・壱岐	35,222	5,747	16.3%	1,010	17.6%
38	西第４	福重・金武・壱岐南・壱岐東	27,717	5,612	20.2%	1,002	17.9%
39	西第５	今宿・玄洋・周船寺・今津・元岡・北崎	49,411	9,138	18.5%	1,769	19.4%

※　総人口，高齢者数は平成19年９月末住民基本台帳人口。
※　要介護認定者数は平成19年９月末現在（住所地特例等を含まない）。

②　日常生活圏域毎の地域密着型サービスの必要見込量

No.	圏域番号	小学校区	高齢者数（人）	夜間対応型訪問介護サービス必要量（人／月）		
				H21	H22	H23
1	東第１	勝馬・志賀島・西戸崎・奈多・和白・三苫	6,493	5	9	16
2	東第２	美和台・和白東	5,574	3	6	10
3	東第３	香住丘・香椎・香椎下原	6,236	3	7	12
4	東第４	千早・香陵・千早西・城浜・香椎浜・照葉	4,702	3	6	11
5	東第５	香椎東・舞松原・若宮	5,488	3	6	11
6	東第６	青葉・八田・多々良	5,706	3	7	12
7	東第７	名島・筥松・松島	5,422	3	7	12
8	東第８	東箱崎・箱崎・馬出	4,619	3	7	12
9	博多第１	博多・千代	4,983	4	7	13
10	博多第２	吉塚・東吉塚・東光・堅粕	5,209	3	7	12
11	博多第３	住吉・美野島・春住・東住吉・那珂・弥生	7,232	5	9	16
12	博多第４	月隈・東月隈・席田	4,205	3	6	11
13	博多第５	板付北・板付・三筑・那珂南・宮竹	7,335	4	9	15
14	中央第１	当仁・南当仁・福浜・鳥飼	5,830	4	8	13
15	中央第２	大名・簀子・舞鶴・警固・赤坂	6,587	4	8	14
16	中央第３	春吉・平尾・高宮	5,631	4	8	13
17	中央第４	小笹・草ヶ江・笹丘	6,311	4	8	14
18	南第１	大楠・西高宮・玉川・若久	6,778	5	9	16
19	南第２	大池・長住・長丘・西長住	5,870	4	7	12
20	南第３	三宅・筑紫丘・東若久	5,764	3	7	12
21	南第４	塩原・宮竹・高木・横手	5,281	3	7	11
22	南第５	野多目・日佐・弥永・弥永西	5,791	3	6	11
23	南第６	老司・鶴田・東花畑	5,834	4	7	13
24	南第７	花畑・柏原・西花畑	5,890	4	8	14
25	城南第１	別府・田島・鳥飼	5,203	3	7	12
26	城南第２	城南・七隈	5,072	3	6	10
27	城南第３	金山・南片江・片江	4,989	3	7	12
28	城南第４	長尾・堤・堤丘・西長住	5,457	4	7	12
29	早良第１	西新・百道浜・百道・室見・高取	6,466	4	9	15
30	早良第２	原・大原・飯原・飯倉中央	5,159	3	7	11
31	早良第３	小田部・原北・原西・有住	5,158	3	7	12
32	早良第４	有田・田村・四箇田	4,584	3	7	11
33	早良第５	飯倉・賀茂・田隈	5,391	4	7	13
34	早良第６	野芥・入部・脇山・内野・曲渕・早良	7,086	5	10	17
35	西第１	愛宕・愛宕浜・姪浜・姪北・能古・小呂	5,799	3	7	12
36	西第２	内浜・下山門・西陵・玄界	5,012	3	7	12
37	西第３	石丸・城原・壱岐	5,747	3	7	12
38	西第４	福重・金武・壱岐南・壱岐東	5,612	3	7	12
39	西第５	今宿・玄洋・周船寺・今津・元岡・北崎	9,138	6	12	21

※　は予防給付を含めた必要見込量。

※認知症対応型通所介護サービス必要量（回／月）			※小規模多機能型居宅介護サービス必要量（人／月）			※認知症対応型共同生活介護サービス必要量(人／月)		
H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23
135	146	150	8	11	14	39	40	40
82	89	91	5	7	9	33	34	35
105	113	116	6	9	11	37	38	39
90	97	100	5	7	10	28	29	31
93	101	103	5	8	10	33	33	34
103	112	115	6	9	11	34	35	37
100	108	111	6	8	11	32	34	36
97	104	107	6	8	10	28	28	29
106	115	118	6	9	11	30	30	31
99	107	110	6	8	11	31	32	32
137	148	152	8	11	15	43	44	45
89	97	99	5	7	10	25	26	28
126	137	140	8	11	14	41	42	43
113	122	126	7	9	12	34	35	36
117	127	130	7	10	13	39	40	41
111	120	123	7	9	12	34	34	35
116	125	129	7	10	12	38	38	39
132	143	147	8	11	14	40	41	42
103	112	115	6	9	11	37	38	39
101	109	112	6	8	11	34	35	36
96	104	107	6	8	10	34	35	35
93	100	103	5	8	10	35	35	36
105	113	116	6	9	11	35	36	36
117	126	129	7	10	12	35	36	37
100	108	111	6	8	11	31	32	33
88	95	97	5	7	9	30	31	31
97	105	108	6	8	10	30	30	31
105	113	116	6	9	11	30	31	33
130	140	145	8	11	14	39	39	40
95	103	106	6	8	10	31	31	32
97	105	108	6	8	10	31	31	32
95	103	106	6	8	10	28	29	31
107	115	118	6	9	11	32	33	33
146	158	162	9	13	16	42	43	44
101	109	112	6	8	11	35	35	37
101	109	112	6	8	11	30	31	31
100	108	111	6	8	11	34	35	36
99	107	110	6	8	11	33	34	35
176	190	195	10	15	19	55	57	59

（４）介護サービス見込量の確保のための方策

利用者が，サービスを自由に選択できるようにするために，介護サービス見込量の確保が図られるよう基盤整備に努める必要があります。

①　介護サービス事業者の状況

ア　民間事業者の活発な参入

介護サービス事業者数は，平成２０年８月現在で1,389(みなし指定は除く。)となっています。

また，営利法人やNPOなど多様な事業者が参入しています。

イ　介護サービス供給量調査

介護サービス事業者に対して，平成20年10月から11月にかけて今後のサービス供給量等について調査した結果，概ね全ての在宅サービスで見込量の確保が可能となっています。

②　確保のための方策

ア　事業所への情報提供

要介護者の増加とその多様なニーズに対応するよう，参入を計画している事業者に対して，要介護高齢者の介護度分布の情報や高齢者ニーズなどの情報を，積極的に提供します。

イ　在宅サービス量の確保

在宅サービスを重視した取り組みを行うため，特に地域密着型サービスの適切な基盤整備に努めます。

ウ　人材の確保策

介護サービス事業者自らの人材の確保・養成の取り組みや福岡市介護保険事業者協議会などの関係団体のネットワークづくりを支援します。

また，広報活動を通じて福祉・介護サービスの重要性などについての啓発に努めるとともに，新規職員に対する実践的研修など従業者に対する研修を実施し，質の向上に努めます。

③　施設・居住系サービスの量の確保

施設・居住系サービスについては，介護保険制度開始後，相当に整備が進みました。

第４期計画期間においても，引き続き計画に基づいた適切な整備を図ります。

ア　施設サービスの量の確保

介護老人福祉施設など介護保険施設については，第４期計画期間における利用量に見合うサービス基盤を確保できるよう計画的に整備を進めます。

また，個室化，ユニットケア導入などにより，施設サービスの充実を図ります。

○　介護老人福祉施設・介護老人保健施設整備目標（量）

区　分	H21	H22	H23
※介護老人福祉施設	3,560 人分	3,680 人分	3,800 人分
介護老人保健施設	2,590 人分	2,590 人分	2,590 人分

※　介護老人福祉施設の整備目標（量）については，地域密着型介護老人福祉施設の定員数を含む。

イ　地域密着型サービスの量の確保

認知症対応型共同生活介護については，現在の高齢者人口に対する整備量を踏まえ，高齢者人口の増加に見合う定員数を確保し，地域的偏在やサービスの質の向上などに留意しながら整備していきます。

「地域密着型介護老人福祉施設」及び「介護専用型特定施設入居者生活介護」については，関連施設の整備状況や日常生活圏域間の均衡を踏まえつつ，利用見込量に見合うサービス基盤を確保していきます。

○　認知症対応型共同生活介護の定員数　（単位：人）

圏域番号	H21	H22	H23
東第1	26	26	44
東第2	18	36	36
東第3	18	36	36
東第4	18	36	36
東第5	18	18	36
東第6	54	54	54
東第7	70	70	70
東第8	18	18	18
博多第1	36	36	36
博多第2	18	18	36
博多第3	36	54	54
博多第4	63	63	63
博多第5	36	36	36

圏域番号	H21	H22	H23
中央第1	23	23	23
中央第2	18	36	36
中央第3	27	27	27
中央第4	45	45	45
南第1	36	36	36
南第2	33	33	33
南第3	18	36	36
南第4	36	36	36
南第5	36	36	36
南第6	27	27	27
南第7	45	45	45
城南第1	45	45	45
城南第2	18	18	18

圏域番号	H21	H22	H23
城南第3	35	35	35
城南第4	57	57	57
早良第1	44	44	44
早良第2	36	36	36
早良第3	18	18	36
早良第4	126	126	126
早良第5	18	36	36
早良第6	27	27	45
西第1	54	54	54
西第2	36	36	36
西第3	27	27	27
西第4	27	27	27
西第5	99	99	99

○　介護専用型特定施設（地域密着型特定施設を含む。）の定員数

区分	H21	H22	H23
介護専用型特定施設本市定員数	47 人	47 人	47 人

④　離島等におけるサービス基盤整備

＊　離島振興法適用地域（小呂島，玄界島）
＊　山村振興法適用地域（板屋地区）

ア　離島等の現況

小呂島，玄界島及び板屋地区の高齢化率は，平成 19 年 9 月でそれぞれ 22.0%，29.3%，29.7%と市全体の 16.4%に比べ高い状況にあります。

要介護認定者数は，平成 19 年９月で小呂島７人，玄界島 51 人，板屋地区７人となっており，認定率は，小呂島 14.9%，玄界島 29.8%，板屋地区 25.9%です。

また，在宅サービス利用者は，小呂島１人，玄界島 12 人，板屋地区５人となっており，サービス提供を行う事業者に対して交通費の助成を行うなど介護サービス事業者の確保に努めています。

＜現況＞　（平成 19 年 9 月末現在）

	小呂島	玄界島	板屋地区	福岡市全体
総人口	214 人	583 人	91 人	1,372,840 人
高齢者人口	47 人	171 人	27 人	224,644 人
高齢化率	22.0 %	29.3 %	29.7 %	16.4 %
要介護認定者	7 人	51 人	7 人	42,345 人
認定率	14.9 %	29.8 %	25.9 %	18.8 %

※　人口は平成 19 年 9 月末住民基本台帳。

イ　介護サービス基盤整備の方策

離島等住民が在宅サービスの利用が必要な場合に対応できるよう，今後ともサービス提供を行う事業者に対して交通費の助成を行うなど，サービスの確保に努めます。

4．地域支援事業

地域支援事業とは，高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに，要介護状態等となった場合においても，可能な限り，地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するもので，介護予防事業，包括的支援事業及び任意事業で構成しています。

地域支援事業の全体像

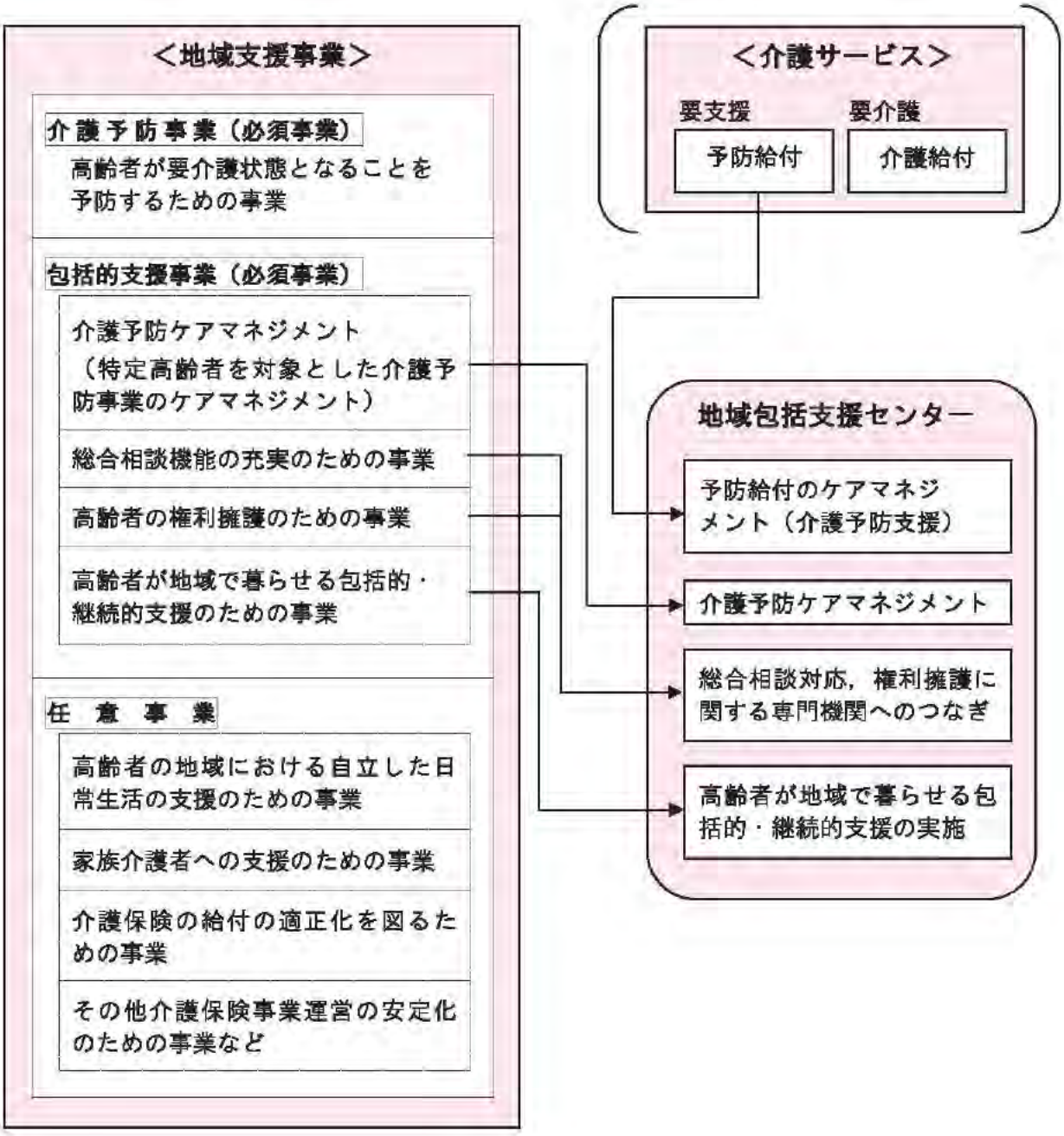

（１）介護予防事業

介護予防事業は，主として要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者を対象とした「特定高齢者施策」と，全高齢者を対象とした「一般高齢者施策」があります。

特定高齢者施策と一般高齢者施策を一体的に推進することで，自主的・自発的な活動をより促進し，自ら健康づくり・介護予防事業に取り組む高齢者が増えるよう支援します。

①　特定高齢者施策

生活機能の低下した高齢者を早期に把握し，要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者に対して，生活機能の維持・向上を目的に，地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを行い，通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業などのサービスを提供します。

＜特定高齢者把握事業＞

特定高齢者を把握するための生活機能評価は，平成 18 年度と 19 年度について 65 歳以上の高齢者を対象に，老人保健法に基づく基本健康診査（老人保健事業）の一環として実施していました。

平成 20 年度からは，医療制度改革に伴い老人保健事業が廃止され，介護保険者（福岡市）が地域支援事業として，65 歳以上の介護保険第１号被保険者（要支援・要介護認定者を除く。）を対象に，介護予防健診（生活機能評価）を実施しています。

＜通所型介護予防事業：福岡市介護予防教室＞

運動器の機能の向上を目的とした教室と，栄養改善・口腔機能の向上を目的とした教室があり，概ね３ヶ月間，市内の委託事業所（医療機関や介護サービス事業所，スポーツジムなど）に通所します。

＜訪問型介護予防事業：訪問運動生活指導，生活支援サービス＞

自宅に訪問し支援する必要がある方や通所が困難な人に，一定期間，保健師などが訪問します。

②　一般高齢者施策

高齢者の状態に応じた健康づくり・介護予防のための講座や教室を開催するとともに，地域で高齢者を支援する活動をしている団体や組織に介護予防の簡単で効果のある体操などの普及啓発を行うなど，市民と共働等により，広く健康づくり・介護予防を推進します。

＜普及啓発事業：生き活きシニア健康福岡 21 事業（転倒予防教室，生き活き講座，継続支援の教室），生きがいと健康づくり推進事業など＞

地域住民の要望に応じ，公民館や集会所などで，運動機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・認知症予防・閉じこもり予防・うつ予防などの講座や教室を実施します。

＜地域介護予防活動支援事業：地域ふれあい活動支援事業，啓発強化事業＞

ふれあいデイサービスや老人福祉センター事業などにおいて，地域や高齢者の自主的活動を支援します。

（2）包括的支援事業

① 地域包括支援センター

地域包括支援センターは，高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように，健康や福祉，介護などに関する相談を受けたり，その人の身体状況に最も適したアドバイスを行うなど，高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援しています。

〔設置箇所数〕　市内 39 箇所
〔配置スタッフ〕　原則として保健師，社会福祉士，主任ケアマネジャーの３職種
〔業務内容〕

ア　総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で，安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため，どのような支援が必要かを把握し，地域における適切なサービス，関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

イ　高齢者に対する虐待の防止，早期発見等の権利擁護の支援

地域の住民や民生委員・児童委員，介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない場合や，適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が，地域において安心して生活を行なうことができるよう，専門的・継続的な視点からの支援を行います。

また，成年後見制度の活用促進，高齢者虐待や困難事例への対応，消費者被害の防止に関する諸制度の活用により，高齢者が安心できる生活の支援を図ります。

ウ　包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう，介護支援専門員，主治医，地域の関係機関等の連携，在宅と施設の連携など，地域において多職種相互の共働等により連携し，個々の高齢者の状況や変化に応じて，包括的かつ継続的に支援します。

エ　介護予防ケアマネジメント業務

特定高齢者（要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65 歳以上の人など）が，要介護状態になることを予防するため，その心身の状況等に応じて介護予防サービス計画を作成し，計画に基づき，地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

②　虐待防止ネットワーク事業

本市の高齢者虐待防止の施策の評価・見直し等や，関係機関・団体とのネットワークの強化，区役所における困難事例への対応の検証等を行うため，警察・弁護士・社会福祉士・法務局関係者等で構成する「高齢者虐待防止連絡協議会」の開催等により，高齢者虐待防止の推進を図ります。

（3）任意事業

家族介護者の支援のための事業や，高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを，介護保険制度の中で実施します。

①　家族介護支援事業

家族介護者の負担軽減や支援を図るため，介護知識・技術を習得する教室と介護者相互の交流会を開催する家族介護支援事業，ボランティア等による訪問や徘徊高齢者を早期発見する認知症高齢者見守り事業を実施します。

また，おむつやショートステイの一部を助成するなどの家族介護継続支援事業を実施します。

②　その他事業

高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため，成年後見制度の市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う成年後見制度利用支援事業，身体機能が低下した高齢者のいる世帯に対し，住宅を居住に適するように改造する相談に応じる福祉用具・住宅改修支援事業を実施します。

また，一人暮らし高齢者や要援護高齢者などに対し，生活支援として，栄養のバランスのとれた食事の提供や定期的な安否確認，家庭内の緊急時の対応を行う地域生活自立支援事業を行います。

③　介護給付等費用適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに，利用者本位の質の高い介護サービスを提供するための事業を実施します。

（4）地域支援事業の量の見込み

（単位：人）

区分			事業名		実績 H18	実績 H19	見込み H20	推計 H21	推計 H22	推計 H23
地域支援事業	介護予防事業	特定高齢者施策	特定高齢者把握事業	介護予防健診	－	－	39,520	59,180	78,840	98,500
				閉じこもり予防	－	－	－	1,680	1,680	1,680
			特定高齢者施策参加者実数		170	345	372	530	614	701
			通所型介護予防事業	介護予防教室（運動器の機能向上）	126	251	289	385	442	500
				介護予防教室（栄養改善・口腔機能の向上）	37	97	112	144	172	200
			訪問型介護予防事業	生活支援サービス	21	22	23	24	25	25
				訪問運動生活指導	3	0	5	153	161	170
		一般高齢者施策	介護予防普及啓発事業	生き活きシニア健康福岡21事業＊（生き活き講座，転倒予防教室，継続教室 等）	53,898	58,789	61,000	65,075	66,413	67,629
				普及啓発事業（充実強化）＊	－	2,989	3,000	3,000	3,000	3,000
				生きがいと健康づくり推進事業	20,324	21,040	21,100	21,100	21,100	21,100
				高齢者創作講座・老人教室事業＊	219,857	222,873	223,000	223,000	223,000	223,000
			地域介護予防活動支援事業	地域ふれあい活動支援事業＊	2,774	3,088	3,100	21,800	21,800	21,800
				啓発強化事業	－	34	30	530	530	530
	包括的支援事業		地域包括支援センター		28	28	28	39	39	39
			虐待防止ネットワーク事業		－	1	2	2	2	2
	任意事業	家族介護支援事業	家族介護支援事業	家族介護者のつどい事業	57	54	55	55	55	55
			認知症高齢者見守り事業	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	11	17	26	30	35	40
				徘徊ＳＯＳネットワーク事業（捜索システム事業）	123	164	138	142	142	142
			家族介護継続支援事業	おむつサービス事業	1,435	1,703	1,730	1,756	1,837	1,918
				あんしんショートステイ事業	1,568	1,730	1,753	1,776	1,852	1,933
		その他事業	成年後見制度利用支援事業(市長申立件数)		1	5	3	3	3	3
			福祉用具・住宅改修支援事業	住宅改造相談事業＊	2,811	2,867	2,966	3,067	3,130	3,188
			地域生活自立支援事業	食の自立支援・配食サービス事業	1,203	970	857	886	904	921
				緊急通報システム事業	4,888	4,844	4,844	5,008	5,112	5,206
				生活支援ショートステイ事業	6	5	5	5	5	5
				声の訪問事業	674	593	541	498	464	436

※1 ＊は延べ利用者数，その他は実利用者数
※2 地域包括支援センターについては設置箇所数

（５）地域支援事業の量の考え方

①　介護予防事業

ア　特定高齢者施策

○　特定高齢者把握事業の介護予防健診については，高齢者人口の伸び率及び同時実施する国保特定健診の目標受診率等により見込みました。

　また，閉じこもり予防については，介護保険の要介護認定非該当で，１人で外出できない高齢者を高齢者実態調査から推計し，平成 21 年度の見込み数を３ヵ年で訪問することとして見込みました。

○　特定高齢者施策参加者については，平成 19 年度の実績をもとに，漸次参加者を増やし，平成 23 年度の参加者を高齢者全体の 0.28%とし，通所型介護予防事業については，平成 19 年度の実績をもとに，高齢者人口の伸び率を勘案して見込みました。

○　訪問型介護予防事業については，生活支援サービスは高齢者人口に対する利用率により，訪問運動生活指導は通所型介護予防事業の 10%及び閉じこもり予防から把握した事業参加者の６%が利用するものとして見込みました。

イ　一般高齢者施策

○　介護予防普及啓発事業については，平成 19 年度の実績や高齢者人口の伸び率を勘案して見込みました。

○　地域介護予防活動支援事業について，地域ふれあい活動支援事業は，平成 19 年度の実績に，月４回以上開催しているふれあいサロンの利用者を加味して，平成 21 年度以降を見込みました。

○　啓発強化事業は，平成 21 年度より３ヵ年をかけて，高齢者創作講座・老人教室事業及び生きがいと健康づくり推進事業の講師等を対象に実施することとして見込みました。

②　包括的支援事業

○　圏域の設定にあたっては，市民が気軽に相談等が行えるよう，交通の利便性や地域のつながりに配慮するとともに，現行圏域の業務量低減やサービス利用者数等の不均衡是正を図る等を総合的に勘案して圏域を設定しました。

○　虐待防止ネットワーク事業については，関係機関とのネットワーク機能の強化や事例検討等を行う「高齢者虐待防止連絡協議会」の開催数を目標値として計上しました。

③ **任意事業**

任意事業の見込みについては，各事業の利用者推移の傾向により分類し推計しました。

○ 利用者が増減している事業は，直近３ヵ年の平均値としました。（家族介護者のつどい事業，徘徊ＳＯＳネットワーク事業，成年後見制度利用支援事業）

○ 利用者が増加傾向にある事業は，対象者の伸び率，要介護認定者数に対する平均利用率としました。（認知症家族やすらぎ支援事業，おむつサービス，あんしんショートステイ，住宅改造相談事業）

○ 利用者が減少傾向にある事業は，高齢者人口に対する利用率，直近の減少状況により推計しました。（食の自立支援・配食サービス，緊急通報システム，生活支援ショートステイ，声の訪問事業）

（６）見込量確保のための方策

高齢者が自立した生活を営むことができるよう，各個人のニーズに応じた情報を各区保健福祉センターや地域包括支援センターを通じて提供します。

また，平成 21 年度に地域包括支援センターをこれまでの 28 センターから 39 センターへと増設します。

これにより，市民にとって立ち寄りやすく身近な相談場所となるとともに，地域や関係団体等との連携・共働を強化することにより，各相談者に対するきめ細かな対応が可能になります。

さらに，同センターの周知を図るため，愛称の活用など広報活動の充実を図ります。

５．市町村特別給付等

市町村特別給付等とは，「市町村特別給付」と「保健福祉事業」としています。

市町村特別給付は，要介護者・要支援者に対し，法令で定められた保険給付（法定給付）以外の独自のサービスを実施することができるもので，保健福祉事業は，被保険者全体を対象とした介護予防事業や家族等の介護者を対象とした介護支援事業などを実施できるものです。

いずれも条例で定める必要がありますが，本市では，市町村特別給付等を実施することができる要援護者への支援のための事業や家族介護者への支援のための事業については，地域支援事業及び一般施策で行っている高齢者保健福祉事業として，実施していきます。

なお，市町村特別給付等を行う場合は，その費用をすべて第１号被保険者の保険料で賄うこととされています。

６．介護保険事業の円滑な推進のための方策

（１）健全で効率的な事業運営

介護保険制度は，40 歳以上の人が被保険者となる社会保険制度です。

健全な事業運営のために保険料負担と要介護状態・要支援状態の軽減又は重度化の防止に資するサービスの効果的な利用について，市民の理解と協力を得られるよう，制度の周知を積極的に行うとともに，収納事務を的確に行います。

また，介護保険事業の運営が，効果的かつ効率的なものとなるよう努めます。

（２）公正な要介護認定の取り組み

介護サービスを必要とする受給者を適切に認定するため，第４期計画においては，国の要介護認定の見直しや福岡県が平成 20 年３月に作成した「適切な介護給付に関する取組方針」を踏まえ，申請者の状況を的確に把握したより公正な要介護認定に向けた取組を進めるとともに，要介護認定事務を円滑に行います。

①　認定調査（訪問調査）

新規認定申請及び区分変更認定申請については，職員による直営調査を基本とし，更新認定申請については，従来，居宅介護支援事業所などへ委託していましたが，指定市町村事務受託法人への委託も実施します。

なお，認定調査を委託する場合には，職員による点検を行う他，定期的に直営調査の対象とするとともに，受託事業者が行う認定調査に職員が同行して助言や指導を行うサポート事業を適宜実施し，適正な調査を確保します。

また，調査に従事する職員及び認定調査を受託する居宅介護支援事業者などの調査員に対して専門研修を実施することにより，調査の質の向上を図ります。

②　主治医意見書

主治医意見書は，二次判定の重要な資料であることから，意見書を作成する医師に対し，的確な意見書が作成されるよう，関係団体と連携しながら研修を実施します。

③　介護認定審査会

介護認定審査会については，これを構成する保健・医療・福祉関係の専門家について，適切な人材の確保に努めます。

また，公正な要介護認定を確保するため，模擬認定の実施による平準化事業，審査会委員に対する研修，各区の運営協議会及び市の連絡協議会において，審査判定に係る水準の均一化及び適正化を図るための手法の検討などを行い，適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を図ります。

（3）市民への積極的な情報提供

① 介護保険制度のわかりやすい情報提供

介護保険制度をはじめ高齢者への保健福祉施策の情報や介護保険事業の運営状況などについて，市政だより，ホームページ，介護保険べんり帳（点字版，4カ国語版），出前講座などにより，わかりやすい広報に努めます。

特に，情報不足になりがちな一人暮らし高齢者等に対しては，介護支援専門員，民生委員・児童委員，老人クラブ，ふれあいネットワーク，ボランティアなどへの積極的な情報提供と連携に努めながら，心身の状況に応じてきめ細かな対応を行います。

② 選択のための事業者情報の提供

利用者がサービスを選択するためには，介護サービス事業者の情報が正確にわかりやすく提供されることが重要です。

このため，平成 20 年度から毎月介護サービス事業者情報（位置情報含む。）をホームページに掲載しています。

また，地域包括支援センターや介護支援専門員などにおいて「介護サービス評価センターふくおか」の評価情報を有効的に活用するとともに，平成 18 年度からは「介護サービス情報の公表」制度が開始され，順次各サービス事業者の情報が公表されるよう，県において進められているところです。

（4）介護サービスの質の向上

① 介護サービス計画の質の向上

利用者の選択や家族などの状況を踏まえた質の高い介護サービスが，総合的・一体的に，利用者本位で提供されるためには，介護支援専門員の役割は特に重要となっています。

介護支援専門員が適切にケアマネジメント機能を果たすとともに，介護サービス計画の質の向上が図られるよう支援します。

ア　地域包括支援センターにおける取り組み

○　介護予防ケアマネジメントの充実

要支援１，２の人を対象に，介護予防・生活支援の視点で適切な介護予防サービスなどが利用できるよう利用者と共働して介護予防サービス計画を作成するとともに適切なケアマネジメントを行い，高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援します。

○　地域の介護支援専門員への支援

介護支援専門員に対して，処遇困難事例の指導・助言を行うなど相談機能を充実します。

また，介護支援専門員が相互に，情報交換など交流を行い，専門職としての資質の向上が図れる各区のネットワークづくりを支援するとともに，地域包括支援センターの圏域レベルのネットワークづくりを目指します。

イ　研修の充実

介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図るための研修を充実します。特に，介護サービス計画が適切に作成されるよう対応します。

ウ　積極的な情報提供

介護支援専門員は，介護保険サービスだけでなく，高齢者保健福祉サービスや地域のボランティア活動なども含めて調整することを求められているため，介護支援専門員が必要とする情報を積極的に提供します。

エ　ケアマネジメントの適正化

介護支援専門員が行ったアセスメントや介護サービス計画等を介護支援専門員とともに検証確認し，介護支援専門員が，利用者が抱える問題点等の把握（アセスメント）を十分に行い，利用者の要介護状態の維持や改善につながる過不足のないサービスを介護サービス計画に位置付けることができるようにケアプランチェックを実施します。

オ　ケアマネジメント困難事例に対する支援

処遇困難な事例については，事業所に医療関係者や法曹関係者などの専門家を派遣し適切な助言を行うとともに，事例検討会を開催するなど問題解決が図られるよう支援します。

② 介護サービスの質の向上

ア　サービス従事者の資質向上

サービスの質の向上には，介護支援専門員や訪問介護員をはじめ介護サービス事業者の資質の向上が重要です。

事業所に対し独自研修の実施やその研修受講の機会の確保などを指導するとともに，本市が実施する福岡市介護保険事業者研修事業において，介護保険事業所のニーズを反映させた，認知症や権利擁護などの研修を実施するなど，その充実を図ります。

イ　事業者自らの質の向上への支援

介護サービス事業者自らがサービスの質や内容を点検・確認し，改善や質の向上へとつなげるため，「福岡市介護サービス評価システム」（P88 のシステム図参照）の積極的な活用を働きかけます。

ウ　利用者の声を生かす仕組みづくり

施設利用者からの相談や事業所との意見交換などに，サービスの質の向上を図る「ふれあい相談員」を派遣するとともに，在宅サービスの利用者や家族に対し，サービスの満足度や質に関する意見を収集する「介護モニター」の調査

を行い，利用者の声を事業所へ提供するなど積極的に介護サービスの質の向上に役立てます。

③ 地域密着型サービスの充実

ア 研修の充実

地域密着型サービス事業所は，下表のとおり事業種別毎に指定要件の研修受講が必須となっていることから，事業所の人員交代などに迅速に対応できる研修実施に努めます。

○ サービス事業毎の必須研修一覧

	認知症対応型 通所介護事業所	小規模多機能型 居宅介護事業所	認知症対応型共同 生活介護事業所
認知症介護実践研修	○	○	○
認知症対応型サービス 事業開設者研修		○	○
認知症対応型サービス 事業管理者研修	○	○	○
小規模多機能型サービス 等計画作成担当者研修		○	

イ 適正な事業者の指定

地域密着型サービスについては，平成１８年４月の介護保険制度の改正により創設されたサービスで，事業者の指定にあたっては，事業者の参入が円滑に行われるよう公正な指定を行います。

ウ 地域密着型サービスの外部評価

外部評価については，地域密着型サービスにおける介護の質の向上を目的として，認知症対応型共同生活介護事業者及び小規模多機能型居宅介護事業者が自己評価を行った上で，県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け，その評価を踏まえて総括的な評価が行われております。

この評価結果の積極的な活用を働きかけます。

④ 事業者への指導・監査

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き，制度管理の適正化とよりよいケアの実現に向けて，介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼として，事業者への指導を実施するとともに，事業者の法令遵守の徹底を図ります。

【参考：サービス評価システム】

介護サービスの質の向上と利用者・市民への情報提供を目的として，「福岡市介護サービス評価システム」を構築しています。

この評価システムは，申し出があった事業所の介護サービスの質を，第三者評価機関（介護サービス評価センターふくおか）が，介護サービス事業者による自己評価，利用者評価により総合的に評価するものです。

この評価を通じて，事業者自らが改善目標を明確にし，継続的改善を実施することにより，介護サービスの質の向上を図っていきます。

ふくおか型　介護サービス評価システム図

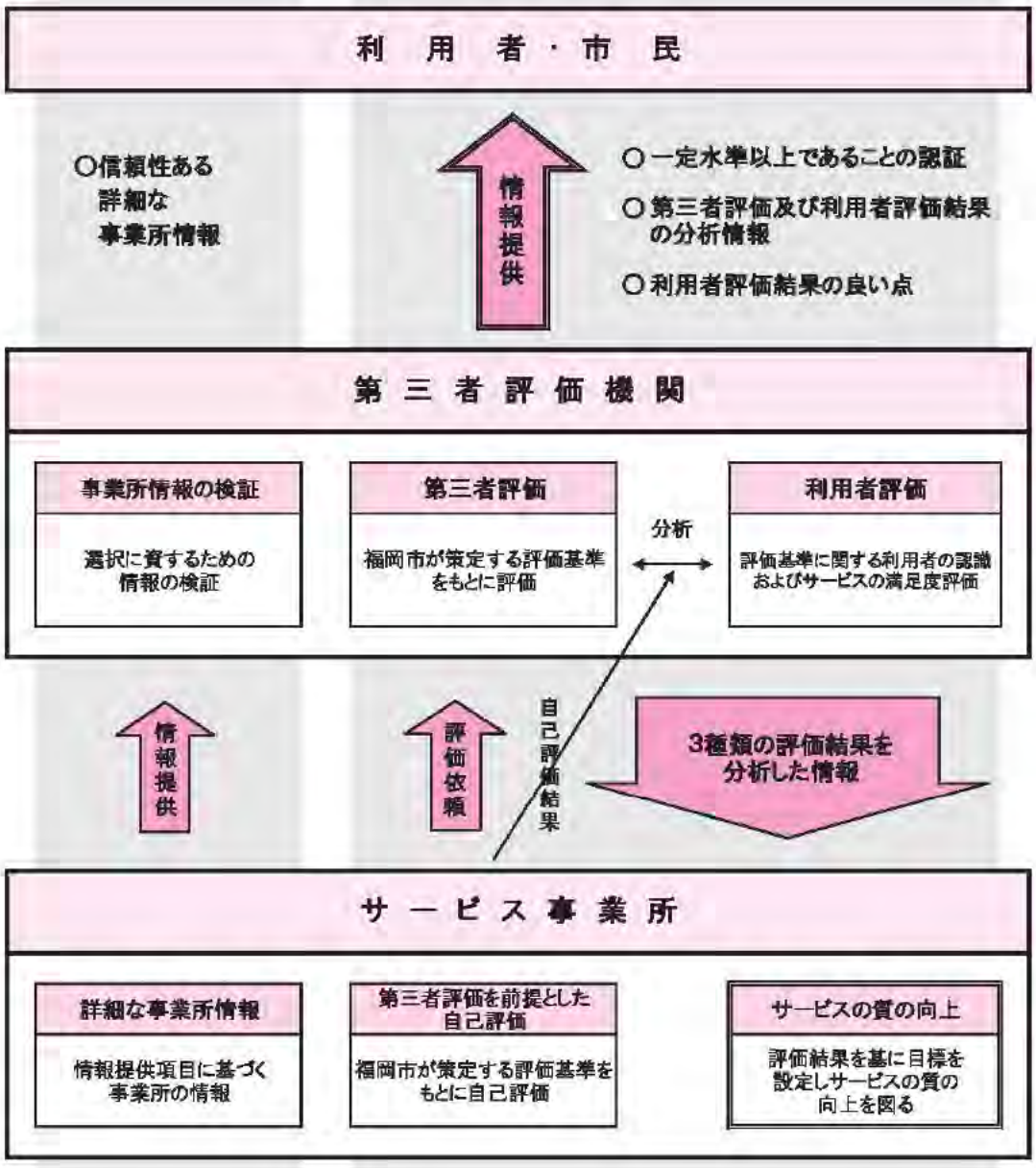

（5）利用者保護の充実

①　苦情対応体制の充実

ア　保険者としての苦情対応

介護保険に関する相談や苦情に対しては，保健福祉局介護保険課，監査指導課及び各区の福祉・介護保険課，地域保健福祉課が必要に応じて介護サービス事業者に指導を行うなど，的確，迅速に対応します。

また，居宅介護支援事業者や関係機関とも連携しながら苦情の解決に努めるとともに，内容に応じて福岡県国民健康保険団体連合会への苦情申し立てにつないでいきます。

不正の疑いがある介護サービス事業者，保険者の行政指導に従わず指導によっても改善が図られない介護サービス事業者などに対しては，福岡県と連携し対応します。

要介護認定や保険料に関する苦情については，適切な対応が行われるよう関係職員の資質の向上に努めるとともに，福岡県介護保険審査会への不服審査手続の支援を行うなど，苦情解決に努めます。

イ　事業者自らの苦情対応

介護サービス事業者が，利用者の苦情への対応体制を整備し，自ら適切に対応するよう指導します。

さらに，居宅介護支援事業者は自ら調整したサービスに関しての苦情については，一次的な対応が求められることから，その標準的な対応マニュアルの周知を図るとともに，対応困難な事例については地域包括支援センターなどによる支援に努めます。

（6）市民参加が支える介護保険事業

介護保険は，負担と給付の関係が明確な社会保険方式で実施されていることから，公正性・公平性が確保され，将来にわたって安定的な制度運用が求められています。

そのためには，介護保険が地域の実情を踏まえ，地域に根ざしたものとなるよう，市民一人ひとりの理解と協力を得ながら実施します。

①　市民意識の変革

少子高齢化の進展を踏まえ，高齢者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう，高齢者自身も従来の「支えられる高齢者」像から，社会の支え手の一員として「主体的役割を果たす高齢者」像へと，意識の転換を図る必要があります。

また，平成18年度からの介護予防を強化した予防重視型システムへの転換は，高齢者自身の積極的な取り組みが求められます。

このようなことから，高齢者自身が生きがいづくりはもとより，心とからだの健康づくりや介護予防に取り組むとともに，介護保険制度の安定的な運営においても責任を果たすことが求められており，市民の意識変革が必要です。

②　計画の達成状況などの点検への市民参加

介護保険事業の実施状況などの情報については，市民にわかりやすく多様な手段で提供します。

また，介護保険事業の円滑な推進のため，市民代表（公募），保健・医療・福祉の専門家，学識経験者などで構成する保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会で事業の点検や評価を行います。